

資料 6

P R T R 技術検討会における検討状況

(平成10年6月以降)

第8回(平成10年6月11日(木))

1.出席者

委員：近藤(次)座長、浅野委員、飯塚委員、稲垣委員、岩井委員、浦野委員、大島委員、後藤委員、近藤(雅)委員、高木委員、田中委員、永田委員、中野委員、菱田委員、福永委員、村田委員、村山委員、森谷委員、山本委員
環境庁：廣瀬環境保健部長、吉田環境安全課長 他

2.議 題

- (1) P R T Rパイロット事業中間報告の公表について
- (2) P R T Rパイロット事業における検証事項について
- (3) 対象事業所へのアンケート・ヒアリング結果について
- (4) P R T Rパイロット事業についての意見交換
- (5) その他

3.配布資料

- 資料 1 第7回「P R T R技術検討会」議事録(案)
資料 2 P R T Rパイロット事業中間報告
(概要、中間報告、同解説版、及びパンフレット)
資料 3 P R T Rに関する全国セミナーの実施状況
資料 4 P R T Rパイロット事業の評価の進め方(案)
資料 5 P R T Rパイロット事業における検証事項(案)
資料 6 「P R T Rパイロット調査の実施に関するアンケート」集計結果(暫定版)
資料 7 事業所ヒアリング調査結果の概要
参考資料 O E C D環境保健安全プログラム

4.主な意見の概要(議題2及び4関係)

【1.P R T Rの制度化】

(1)全般

- ・P R T Rが単に多くの細かい情報だけを出すとの制度では困る。
- ・一般の関心の高いダイオキシンや環境ホルモン問題に対する本制度の役割を明確化する必要がある。

- ・（大防法のSOx, NOxのような）既存の規制でも役割が終えているもの見直し、別な体系に移行していかなければならない。

（２）報告の義務化

- ・報告を義務づける物質と自主報告の物質の２区分を設ける方法も考えられる。ただし、自主報告分については、集計や公表の扱いも変わってくる。
- ・自主的に報告してもらうことにすると、結局は楽な方に流れてしまうので、必ず報告してもらうことに限った方がよい。

【２．データの公表】

- ・地方の情報公開制度との関係の面からの整理が必要である。
- ・企業秘密については、例えば塗料の成分情報など開示するとすぐコピーされて企業の生き残りに係わってくる問題もあり、やむを得ないと思う。
- ・事業者からの自主発表はよいが、国民の理解が十分得られないまま行政が発表すると混乱を招くだけなので毒性レベルがはっきりしない物質については行政から発表してもらいたくない。
- ・データの公表の際には、どの程度危ない物質といった情報も併せて提供する必要がある。発表にあたっては企業の自主発表を尊重されたい。
- ・NGOではPRTTRにおける情報公開に期待しているところが多い。
- ・生データにアクセスする方法を確保されたい。
- ・個別情報も公開されたい。データの独り歩きするのではないかとの懸念も理解されるが、解決するまで待つというのではなく、解決策について前向きな議論をされたい。
- ・大企業においては情報を加工して発表することは企業の責務だが、中小企業には情報加工の手助けが必要である。
- ・情報提供に関して、データの独り歩きを避けるため、解説を付けたり、こうした問題の解説ができるコミュニケーターの養成が必要である。
- ・今回の公表の報道のされ方を見て、メディアの人たちの教育が最優先と考える。
- ・メディアの教育は大事なこと。アンケート結果からも企業秘密は10%程度であり、これが公表のネックではない。公表に係るネックはコミュニケーションにあると思う。同時並行で考えていくべきである。

【３．PRTTRの枠組み】

- ・「移動量」の位置付けを明確化させる必要がある。
- ・「管理型埋立処分」のデータが活用しにくい。分類方法も含めて検討する必要がある。

【 4 . 対象化学物質】

(1) 基本的選定方法

- ・対象物質の中で報告がなかった物質の原因を解析する必要がある。
- ・物質選定は、分析法の有無が制約要件の1つとなる従来の規制と違って、選定のルールの透明性が確保されればよい。
- ・本格実施では、最初から欲張らず、物質の追加・削除を柔軟にできる制度にすることが重要である。
- ・業種によって報告のしやすさに差があるので、物質選定においては業種の違いもよく考えて検討する必要がある。(米国では630物質が対象となっているが、対象となる業種は製造業だけである。)
- ・物質選定においては、人の健康だけでなく、環境への影響も重要な視点である。
- ・対象物質は、制度の仕組みにより自動的に決まってくるので、温暖化物質等の扱いの検討においてはまず制度の仕組みの議論をすべきである。
- ・環境ホルモンの概念を新たに加えるならば、毒性が強いものにも係わらず、生産量がわからなかったため除いた物質についても検討しなくてはならない。

(2) 環境ホルモンの扱い

- ・環境ホルモン物質のような微量でも問題になってくる物質を一緒に扱うかどうかは検討を要する。
- ・環境ホルモン物質は、他の規制との兼ね合いで他の枠組みの議論にも影響がでてくるので、対象物質に入れても入れなくても、その扱いについての明快な理由を検討しておく必要がある。
- ・環境ホルモン物質は、パイロット事業の対象物質選定時は大きな話題になっていなかった。この扱いについては、政策的な立場で判断した方がよい。

(3) 非意図的生成化学物質の扱い

- ・非意図的生成化学物質は、規制されていないものについては把握していないし、取扱量による裾切りができず、パイロット事業では実質上ダイオキシンしか報告してもらっていない。当面ダイオキシンとベンゾ[a]ピレンだけにするか。
- ・非意図的生成化学物質の発生量は工程を調べてみなければ難しい。
- ・P R T Rは規制のためにやるのではなく、排出の全体像を把握することに意義があるので、非意図的に生成されるものであってもなくても、排出移動量を把握できる方法があるならば、できるだけ把握してもらいたい。

(4) 裾切り

- ・毒性や蓄積性が高い物質も一律に1%で裾切りすることは問題がある。
- ・含有率の裾切りの妥当性に疑問がある。シュミレーションによる検証の必要がある。

【 5 . 対象事業所】

(1) 業種

- ・アンケート、ヒアリングの結果から、化学工業以外の業種も P R T R を実施すべき。
(企業のトップにこうしたことを理解してもらうことが大切である)

(2) 裾切り

- ・小規模の事業者からの排出量は特別な物質や業種を除いては、行政の方で推計できる。
パイロット事業での事業所規模での裾きりはまあまあだった。

【 6 . P R T R の活用】

- ・地域の傾向を把握し、地域における活用方策 (地域協定の活用など) を明確化させる必要がある。
- ・ P R T R のデータは環境指標の議論の中では、廃棄物分野における「ドライビングフォース」に該当する。こうした情報は排出側の事業者と処理側の事業者との間の話し合いや取り決め等に活かせる。

【 7 . 調査の実施】

- ・全国的に実施すると、パイロット事業実施自治体のように対処できない自治体も出てくるので、これまでの路線の訂正は最小限にとどめた方がよい。
- ・ 1 回の調査だけでは見えてこないことも多いので調査の継続が重要である。
- ・中小事業者の場合は、コスト負担も考えて、簡易な算定方法を示していく必要がある。
- ・全国展開するにあたっては、報告率や、報告しなかった理由についてきちんと解析しておく必要がある。

【 8 . 普及啓発】

- ・一般に、 P R T R 制度への理解が不足している。もっと親しみやすい名称が必要。
- ・原子力発電所の立地の例もあるように、情報が歪められて与えられると、科学を知らない人は何でも大変な事と受け止めなんでも反対してしまう。学校での理科の履修時間が減っている状況下、 N G O やメディアの責任がますます大きくなっていく。

第9回（平成10年7月16日（木））

1．出席者

委員：近藤(次)座長、浅野委員、飯塚委員、稲垣委員、岩井委員、浦野委員、後藤委員、近藤(雅)委員、田中委員、中杉委員、原科委員、菱田委員、福永委員、村田委員、村山委員、山本委員、和田委員
（高木委員、森谷委員は、代理出席）
環境庁：吉田環境安全課長 他

2．議 題

- (1) P R T Rパイロット事業中間報告に対する国民意見について
- (2) P R T Rパイロット事業の評価について
- (3) その他

3．配布資料

- 資料 1 第8回「P R T R技術検討会」議事録（案）
資料 2 P R T Rパイロット事業中間報告に対する国民意見の概要
資料 3 P R T Rパイロット事業評価検討ワーキンググループにおける検討結果
資料 4 P R T Rパイロット事業検証シート（案）
資料 5 P R T Rパイロット事業報告書 目次（案）
資料 6 平成10年度P R T Rパイロット事業の実施概要（案）
参考資料1 経団連P R T R（環境汚染物質排出・移動登録）調査結果報告
参考資料2 「P R T Rパイロット調査の実施に関するアンケート」集計結果
参考資料3 P R T R全国セミナーアンケート集計結果

4．主な意見の概要

【1．P R T Rパイロット事業中間報告に対する国民意見について】

(1) 自然由来のものの扱い

- ・P R T Rで自然由来の量を同列で見えていくことは問題があるので、自然由来の負荷と人為的な負荷については区別する必要がある。
- ・P R T Rは、その性格から、人為的ものに限定した方がよい。
- ・自然界に存在する量と野焼き等による発生量とは別に扱う必要がある。自然界での存在量は、もともとP R T Rの対象にはならない。野焼き等による発生量については、今回のパイロット事業では推計しなかったが、行政で推計するか、個別事業者に報告するかのいずれにせよ、P R T Rで把握していく。

(2) 国民意見の扱い

- ・ 提出された国民意見に対するフィードバックとして、Q & Aを作らないのか。
- ・ 主な意見については回答したらどうか。
- ・ 国民から出された意見については、それなりに尊重すればよい。
- ・ どういう基準で選んだかにもよるが、もっともな意見は評価の際に考慮していけばよい。
- ・ 報告書には、「制度に関する意見は、制度化の検討の場で活用する」旨明記されたい。
- ・ 国民から出された意見について、全般にどのように役立てるのかについて報告書に記述し、個別の意見に対する回答は記載しないという方針でよい(座長まとめ)。

【 2 . P R T Rパイロット事業の評価について】

(1) 対象化学物質

- ・ プラスチックの添加剤は、パイロット事業では対象外だが環境ホルモンのことを考えると問題であり、もっと家庭で使われている製品の添加剤についても検討すべきである。
- ・ 含有率0.1%程度の裾切りの変更により、事業者の作業量は増えないのか。
- ・ 含有率の裾切りを下げるのは、金属類に限ったことではなく、有害性が高い物質である。事業者の負担はMSDSによる情報提供が充実されれば変わらない。排出量による裾きりは、取扱量による裾きりと違って、最後まで排出量を出してみないと、報告の必要性が判断できないので、事業者の作業量は膨大になることが予想される他、取扱量に比べて、排出量の数字の精度が低いといった問題がある。
- ・ 本格実施の際のポイントは、透明性であり、選ぶルールをしっかりされたい。一定のタイムスケジュールで決められたい。

(2) 対象事業所

- ・ P R T Rの意義の1つに、業者の自覚を促し、自主管理・削減を進めることがあるので、点源扱いができるところはなるべく点源扱いをした方がよい。
- ・ 全体として問題意識をもたせるより、自己報告で行った方が効果大きい。
- ・ リスクコミュニケーションの観点からも、ゴルフ場等にも報告させたら効果大きいと思うので、是非点源で扱われたい。
- ・ 非点源での推計結果を公表し、問題があれば環境庁や農水省などが削減指導をする等事業者報告とは別の方法で削減を促すこともできる。農薬使用については、農家が圧倒的に多く、ゴルフ場だけ点源でその他は非点源でうまく推計できるか疑問である。ゴルフ場でどのような農薬をどれだけ使っているのかについては別途自治体で把握している。
- ・ ゴルフ場からの排水は大したことがなく、農地からの排出が大きな割合を占める。農薬をまいたかどうかと、環境中濃度の把握とは考え方を整理する必要がある。

- ・対象業種も固定されたものではなく、見直しが必要と考えている。
総合工事業も問題があるが、実際の化学物質の取扱いは下請け企業が行っており、今報告対象業種として義務付けてもきちんとしたデータを把握することができるかどうかは不明。非点源の調査結果を点源にフィードバックすることも可能であるが、今はとても対応できない。

(3) 報告内容等

- ・マニュアルは懇切丁寧でわかりやすい。
- ・取扱量の報告については、情報公開法との関係があるが、本格導入に際にも基本的に入れられたい。
- ・非意図的に生成する化学物質について、シス - 1, 2 - ジクロロエチレン等も製造・使用していないが、トリクロロエチレンの分解物として工場廃液中から出てくるので、よく検討されたい。
- ・トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンは、分解産物のジクロロエチレン類も報告させたらどうか。
- ・1, 3 - ブタジエン、アクリロニトリルの排出量はおかしいので、確認する必要がある。
- ・ホルムアルデヒドは塗装工程から非意図的に出てくるし、ノニルフェノールも環境中で分解して出てくる。生産工程で副生成されるものについては、業界で係数等を出してもらったらどうか。

(4) その他(次回の検討項目に係る意見)

1) 非点源

- ・非点源の推計は都道府県単位で行っているが、本格実施では市町村のデータが必要になってくる。

2) 支援方策

- ・MSDSについては、現在業界の取組や、法制化の議論がなされているが、PRT Rとは対応しておらず、両者(MSDSとPRT R)のリンクについては、今後の課題である。実測を伴わないで排出・移動量が算定できるような社会体制が整えば、事業者の負担は少ないと思う。

3) 情報提供

- ・調査の重複を避けることはわかるが、他の調査での結果をどのように発表していくかについても検討されたい。

4) 制度化

- ・事業者の削減努力と環境リスクの低減を制度的にどうミックスしていくかは制度化の検討の中で議論しなくてはならない。
- ・取扱量の報告データについて公開するかどうかについては、全体の公開の問題も含めて今後の検討に委ねる。(次回検討事項)

【3. 報告書目次案】

- ・検証結果の概要には、結果が導かれた考え方がわかるように記述されたい。
また、事業設計のポイント事項は丁寧に説明されたい。
- ・評価について、OEC D勧告付属書の14原則と対比した形でも記述されたい。
- ・最終報告について、概要(版)を作成されたい。
- ・日本でOEC Dの会議を開催するのだから、エグゼクティブサマリーの英訳はできるだけ作成されたい。

【4. 平成10年度PRTTRパイロット事業の実施概要案について】

- ・総合工事業は、ISO14000シリーズの取得に意欲的であり、コミュニケーションに気を使っているので、できればはずさないようにされたい。
- ・道路貨物運送業については、集配場について検討されたい。
- ・対象外の業種についても非点源における推計を忘れずに行われたい。
- ・調査を受ける事業者に対しては、複数年調査を行う目的をはじめにしっかり説明されたい。

第10回（平成10年8月7日（金））

1．出席者

委員：近藤(次)座長、浅野委員、岩井委員、浦野委員、後藤委員、近藤(雅)委員、高木委員、田中委員、中杉委員、永田委員、中野委員、原科委員、福永委員、村田委員、村山委員、山本委員（稲垣委員、森谷委員は、代理出席）
環境庁：澤環境保健部長、吉田環境安全課長、鍋木保健企画課調整官 他

2．議 題

- (1) P R T Rパイロット事業の評価について
- (2) P R T Rパイロット事業評価報告書（案）について
- (3) その他

3．配布資料

- 資料1 第9回「P R T R技術検討会」議事録（案）
- 資料2 - 1 P R T Rパイロット事業評価検討ワーキンググループにおける検討結果（非点源発生源に係る排出・移動量の算定等）
- 資料2 - 2 その他の検証事項の主な論点
- 資料3 P R T Rパイロット事業検証シート（案）
- 資料4 P R T Rパイロット事業報告書（案）＜3分冊＞
- 資料5 平成10年度P R T Rパイロット事業の実施概要（改訂案）
- 参考資料 中央環境審議会諮問関係資料

4．主な意見の概要

【1．P R T Rパイロット事業の評価について】

(1) 非点源

- ・推計に当たっての基本スタンスは原案でやむを得ないが、精度の向上は“早急に”努められるべきであり、それに必要な予算措置もしっかりして進めるべきである。
- ・非点源での推計対象年度の不揃いの問題は、他の精度は少し落ちるが最新のデータ等を使えば早く推計できるものがあるので検討されたい。
- ・既存の統計データだけでなく、新しい統計データも求めて行くべきである。
- ・推計に必要な情報については環境庁自身、関係業界や関係省庁にデータ提供を求めていくべきである。また、このような推計に必要な情報は、関係者が協力して早めに集めるような体制作りも必要である。
- ・公共投資は、こうしたソフト開発にお金を使うべきである。

- ・国の統計資料については、指定統計等について議論する統計委員会に、環境庁からリクエストを出していったらよいのではないかと。
- ・基本スタンスにおいて主要な範囲とは、およそ1割以上の寄与があるもの全て対象となるが、それ以下の寄与割合のものは、情報があるものから集めて推計していくべきである。
- ・最初から完璧を期すことはできないが、寄与が大きいものは必ず、小さいものは粗推計をして順次取り組んでいくことになる。
- ・産業廃棄物が移動した後の中間処理や最終処分は次の課題として整理されているが、一般住民が知りたいことは、自己処理か、委託処理か、燃焼処理か埋立処理かといったことであり、これらがわかれば当該化学物質がどうなっているのかおよそ推定できるので、今後の検討の際に考慮されたい。
- ・信頼性に関する説明については、例えば、灯油の販売量等、全国推計値はそこそこの信頼性があるが、地域別の値は信頼性の面で実態とかけ離れていて問題があるものもあり、マクロ的アプローチとミクロ的アプローチから検討してみることも意義がある。
- ・廃棄物のマニフェスト制については、自動車や家電も取り入れていく方向にあり、将来的にそのデータを利用できるかもしれないが、そのためには法律も必要ではないか。
- ・統計の整備が必要だが、他の統計も含めて環境統計の整備につなげていく必要がある。
- ・環境統計については、P R T Rだけでなく、全体の枠組みの中で議論すべきであり、P R T RのためのP R T Rにならないようにする必要がある。
- ・傾向を把握する以上に非点源からの排出量等を把握をすることは不可能であるが、信頼性がどの程度かはっきりさせる必要がある。さしあたりダブルカウントを避ける努力が必要である。
- ・非点源の推計における地域割りは相当無理な仮定を置いているので、評価の仕方を誤らないように、しっかりしたコメントをつけるべきであり、ばらつきがあることを理解してもらわなければならない。
- ・「航空機」に関して飛行場の燃料タンクからの排出の扱いも、量的に少なければ無視してもいいが、検討されたい。
- ・「可塑剤」は、家庭の内装材だけでなく 自動車の内装材にも使用され、内装材には、塩化ビニルやフタル酸エステルが使用されているのでこうしたものも評価すべきである。
- ・いろいろな化学物質が入っている家屋の解体廃材も検討されたい。
- ・「水産養殖業」の場合、例えばホタテの貝殻から金属が溶出されるが、これらも天然由来だが、移動対象である廃棄物と考えるのか検討されたい。
- ・温泉の排水にはヒ素が含まれており、排水の量も多く検討されたい。
- ・「道路貨物運送業」については、化学物質の輸送の場合、普段は問題ないが、事故が起きると化学物質が出てくる可能性があり、検討されたい。
- ・「家庭」で非意図的に生成されるもの等についても将来的課題として検討されたい。

- ・軟質塩化ビニルは、大ざっぱな用途がわかっているので、フタル酸エステル類は推計できるのではないかと。
- ・「農業廃棄物」といった用語は廃掃法では使わないので、「農業から排出される廃棄物（農業廃棄物）」としたらどうか。
- ・「塗料」等は使われずに固形廃棄物として残るものがあるので、「固形廃棄物」の推計項目の欄にも記載したらどうか。今推計できなくても書いておくことに意義があり、京都市などでは調べられており、実際にそういうことが問題になっている。
- ・「廃棄物の移動」についてP R T Rでどこまでやるかについては、産業廃棄物、都市ごみ、解体廃棄物等いろいろあり、今後議論を詰めていかなければならない。

（２）事業者負担及び支援方策

- ・事業者アンケートからわかるように、お金がかかっているところは分析のところであり、廃掃法で規制されている物質は溶出濃度の測定システムはあるが、それ以外の物質は測定システムがないことから、廃棄物中の金属を比較的簡易に測定する方法等を開発することも有効と考えている。
- ・事業者によって測定法の中味が違うと問題ではないか。
- ・P R T Rはあくまで基礎情報であり、いろいろな分析法を整理して情報提供し、それぞれの事業所において排出・移動量を把握するのによりよいものを誘導していけばいいのであって、公定法にする必要はない。
- ・データの集計値に測定値が入るのはおかしい。
- ・P R T Rは排出量の報告を求めるだけでよいのであって、測定方法をきちんと定める必要はない。
- ・P R T Rはもともと推計が基本であり、推計してみて多く出たところが実際にそれ程出していないことを確かめるために実測している場合が多いのであって、推計データの範囲内におさまるような実測値であれば問題はないと考える。
- ・P R T Rでは、事業者があまり負担をかけずに情報を出していくことが大事である。アセス法の場合もオプションがたくさんあり、状況に応じて使い分けており、その方が、企業の自主性を引き出すことにつながるものと思われる。

（３）集計及び情報提供

- ・NOxのマッピング調査の際、事業所から環境庁に報告されたデータの中には相当数の間違いがあったことから、データのクロスチェックの方法の確立も必要であり、電算機による異常値の発見と、人の目によるチェックシステムを組み合わせた確度を高めるシステム作りを今から進めていく必要がある。

- ・ 情報提供のあり方の指摘事項における“数値の意味の説明もないまま公表されたデータ（数字）のみが強調されて「独り歩き」し、社会的に無用の不安を招く”というフレーズは、日本の市民をばかにしているように見えるが、米国やカナダではどのような形で個別データが公開されているのか。
- ・ 少なくともパイロット事業を始める当初は、企業秘密が多いので個別データは公表すべきではないとの議論が多かったが、実際にP R T Rを実施したあとでは、データに企業秘密が含まれているとの認識があまりなく、個別データを公表しないことの理屈付けとしてデータの独り歩きによる無用なバッシングをおそれるとのトーンに変わってきている。
- ・ 個別データの公表について、事業者アンケートを行った時は、ネガティブな意見もあったが、全国セミナーでは肯定的な意見が多かったことから、国民がだんだんP R T Rのことをわかってきて理解が深まってきていると思われる。「データの独り歩き」を恐れているのは、大多数ではないが、逆にそれをいいきっかけと捉えてさらに学習していてももらったらどうかと思う。
- ・ 米国ではT R Iの結果を公表した当初はトラブルがあったが、あとで落ち着いてきたという例も報告書の記述に加えたらどうか。
- ・ 経団連は、かつてP R T Rは社会的混乱を招くと言っていたが、1年経った現在では無用の不安を招くおそれがあると言い換えて少しトーンダウンしている。昨年7月1日の国際シンポジウムで、ICIケミカルズ&ポリマーズ社（英国）の人が、公表した初年度、2年目、3年目の状況を紹介していたが、そのことも報告書に書いたらどうか。
- ・ 企業サイドでは、地域とのコミュニケーションを図ったことがない企業も多いと思われる。人材育成等取り上げられているが、その他に住民理解を促進させる具体的な方法があれば教えてもらいたい。
- ・ アドバイザーについては、環境庁が設けた「環境カウンセラー」の活用も考えたらどうか。
- ・ 情報提供の区分は、川崎市は3分割したものの、他の地域は大きな区分のままなされたので、できる限り細かく区分されたい。
- ・ 個別データを出してもいいという事業者が25%もいるので、そのいくつかの事業所について個別データを実際に提供してもらってパイロットをしたらどうか。コミュニケーションの面からのパイロット事業となる。
- ・ リスクコミュニケーションは我が国でまだ十分浸透していないが、外国でもリスクコミュニケーションの浸透がされたからP R T Rをやったわけではない。そうしたことに鑑みて、我が国において、学習プロセスとしてやってみることも時期尚早ではないと考える。例えば、まず、ハザードランクAやBの物質について、個別情報の提供を目指していったらどうか。
- ・ 虚偽の情報を出してそれがばれた時に悪評がたつものであって、正確に情報を出していけば、企業の評判が悪くなるというわけではない。

(4) 全国展開

- ・ 制度化された際の知事の位置付けについて、機関委任事務というわけにはいかず、住民に関連した事務との観点から自治事務との考え方もあり、難しい問題と思う。来年度予算措置の問題もあるので、方向性を早く決めてもらいたい。
- ・ 役割分担の行政のところにおける「これまで、地域レベルの化学物質対策はあまり進んでいなかった」という表現は、これまでの公害対策はむしろ地域先行で進んできたことを踏まえると不適切ではないか。
- ・ 中小企業の場合、なかなか排出・移動量を推定で求められないので、実測することとなるが、分析費用の負担が大きく大変なので、分析等に対する補助金制度等を設けるなどして、あまり負担にならないように配慮するよう検討されたい。
- ・ 義務化、自主の議論については、義務だけ、自主だけという対立した選択肢の他に、ある部分を義務、それ以外を推奨とするオプションもある。いずれにしても努力した人が報われるような制度にされたい。
- ・ 企業秘密については、ある程度罰則をもった制度にされたい。自主的な形だと、企業のP R T Rの担当者が、経営者と行政等との間で苦しめられるので、このような人たちを守っていくような配慮が必要である。
- ・ 自主的な取り組みが進むと、自主的に取り組んできたところが義務化を求めてくる。フリーライダーによる不公平がないよう、本制度は究極的には義務化が必要と考える。その中で、罰則は、違反者の氏名公表だけではすまされないと思う。まずは、2本立ての議論が必要である。報告における必須と選択項目の設定に関しては、パイロット事業で対象化学物質の中に重点項目を設けてやってみたが、うまく行かなかった。
- ・ パイロット事業の178物質について、この物質でよいかどうかについては、別の議論である。
- ・ 役割分担のところで、市民・NGOに関する記述はたった2行しかないが、P R T Rの利用目的を達成するためには、P R T Rの情報について、一般市民の理解が促進されるよう、市民の様々なニーズに応じた情報加工や翻訳が必要である。現在の能力にかかわらず、その点に関するNGOの役割についても書きとどめられたい。
- ・ 事業者の取組を奨励する際に、NGOもしっかりと取り組んでいる企業を評価していったらどうか。
- ・ NGOと市民は、一括りにされているが、一緒にしない方がよいのではないか。

【2. P R T Rパイロット事業評価報告書(案)について】

(1) 構成

- ・ 第1章1.パイロット事業の設計及び実施は、約30ページもあって読みにくいので、この項を設計と実施に分けるなどして、工夫する必要がある。

(2) 評価の記述

- ・点源（排出量推計マニュアル）の主な指摘事項のところの「わかりにくかった部分としては～46%を占め」との記述は、マニュアル自身がわかりにくいとした事業者が半分以上いたかのような誤解をされる可能性があるため、検証シートとともに直されたい。
- ・非点源の推計方法と推計対象物質のパイロット事業の実施状況における「家庭」の表記は、あとの記述との関係で誤解のないように表記されたい。
- ・非点源発生源の分類（案）の表中の主な推計対象項目の中で、「等」がついているところとついていないところとがあるので整理されたい。

(3) OECD勧告付属書のシステム構築の原則との比較

- ・非点源の推計は全体の排出・移動量の中に含まれているので、【11】の記述は非点源のことも含めて記述すべきである。
- ・【8】では、統計の不正確性、地域性の不足なども記述すべきである。
- ・OECDのシステム構築の原則との比較は、本来、制度が出来て、動き始めてから行うべきものであり、パイロット事業が終わったばかりの今の時点での評価することは難しい旨前書きにでも書いたらどうか。
- ・【4】の178物質をこのままでよいとするのではなく、本格導入に当たって見直しする必要があり、これで決定ではない旨のニュアンスを出されたい。
- ・地域の細分化問題は課題である旨書かれたい。

(4) その他

- ・中央環境審議会（環境保健部会）のメンバーの中でNGOと言えるのは一人ぐらいで、関係者の合意形成という点でOECDのガイドラインを十分満足していないのではないかとと思われるので、今後の中央環境審議会の議論においては、この点について配慮されたい。
- ・グレーゾーンの物質については、企業としても自主的に削減していきたいと考えているので、米国のように日本も178物質についての毒性等の情報を整理して、ガイドライン（基準値のようなもの）を作成されたい。そうしたものがないと、地域住民とのコミュニケーションが図りにくい。
- ・上記の議論はPRT Rの周辺の議論であるので、それをPRT Rに入れて考えるのはいかなものかと思う。
- ・自己責任や自己決定について、NGOや学会ももっと働くべきである。
- ・それは、難しいけれども重要な問題である。PRT Rとは少しねらいが異なる。PRT R以外で、環境庁がやるのか、通産省がやるのかわからないが、行政としてきちんと対応すべきである。

- ・本検討会の検討状況の報告書への掲載方法については、資料4 - 2の資料6のように項目毎にまとめる形式で了承された。
- ・評価報告書については、資料4をベースに、本日の議論、今後提出される委員意見等を踏まえとりまとめることで了承された。

【3. その他】

(1) 平成10年度PRTTRパイロット事業の実施概要改訂案

- ・簡易分析法については、検出感度の問題でアンバランスが生じないように測定時の検出下限の情報が必要である。
- ・1,2-シス-ジクロロエチレンについては、非意図的にも生成されるので、測っているところがあれば、報告してもらうことを検討されたい。
- ・金属化合物の大気への排出、燃料由来の微量元素の環境への負荷も大きいとの文献があるので、その点にも留意して検討されたい。
- ・セミナーも今年度以上にやるべきである。

(2) PRTTRの名称

- ・PRTTRの名称については、なかなか関心が高まらないとの意見もあり、早く良い名前を検討すべきである。
- ・あまりあっさり決めてしまうと「環境ホルモン」の二の舞になるので、あわてて決めてしまう必要はない。
- ・PRTTRは、化学物質に限定するとは言っていないので、名称を化学物質に特化するとあとでやりにくくなるので、拙速は避けるべきである。
- ・これで広まればPRTTRで通用してしまうかもしれない。マスコミにもっとよく説明する必要がある。